

## 厚生委員会会議録

### 1 開会年月日

令和7年3月17日（月）

### 2 開会場所

第一委員会室

### 3 出席委員（8名）

委員長	吉村	美紀
副委員長	関川	けさ子
理事	のぐち	けんたろう
理事	高山	かずひろ
理事	たかはま	なおき
理事	松丸	昌史
理事	浅田	保雄
理事	山本	一仁

### 4 欠席委員

なし

### 5 委員外議員

議長	白石	英行
副議長	田中	香澄

### 6 出席説明員

成澤 廣 修	区 長
佐 藤 正 子	副区長
加 藤 裕 一	副区長
丹 羽 恵玲奈	教育長
新 名 幸 男	企画政策部長
竹 田 弘 一	総務部長
鈴 木 裕 佳	福祉部長兼福祉事務所長

横山 尚人 企画課長  
岡村 健介 政策研究担当課長  
進 憲司 財政課長  
日比谷 光輝 広報課長  
武藤 充輝 総務課長  
木村 健 福祉政策課長  
永尾 真一 障害福祉課長  
後藤 容子 国保年金課長兼高齢者医療担当課長

## 7 事務局職員

事務局長 佐久間 康一  
議事調査主査 小松崎 哲生  
係 員 眞鍋 由紀子

## 8 本日の付議事件

### (1) 付託議案審査

- 1) 議案第83号 文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 2) 議案第84号 文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例

### (2) 理事者報告

- 1) 文京区国民健康保険料率の改定等について

### (3) その他

---

午後 4時51分 開会

○吉村委員長 それでは、厚生委員会を開会いたします。

委員は全員出席です。

理事、理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしています。

---

○吉村委員長 理事会についてですが、必要に応じて協議して開催したいと思います、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

---

○吉村委員長 本日の委員会運営について、付託議案審査2件、理事者報告1件、その他、本会議での委員会報告について、委員会記録について、閉会、以上の運びにより本日の委員会を運営していきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○吉村委員長 各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されるよう御協力をお願いいたします。

---

○吉村委員長 では、付託議案審査に入りたいと思います。

議案第83号、文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例です。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

鈴木福祉部長。

○鈴木福祉部長 ただいま議題とされました議案第83号、文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明いたします。議案集(3)、データ7ページ及び議案審査資料第1号の新旧対照表を御覧ください。

本議案は、都の条例改正に伴い、児童発達支援事業所及び児童発達支援センターについては職員の兼務ができる規定に、また、児童発達支援センターについては設備の共用ができる規定に新たな対象施設を追加するため、規定を整備するものでございます。

施行期日は、令和7年4月1日でございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○吉村委員長 それでは、御質疑がある方、挙手をお願いいたします。

ある方は……。

浅田委員。

○浅田委員 今回、条例の御説明をいただいてちょっと感じたんですけども、今までどうだったのかということなんですよね。てっきりインクルーシブ保育というのは取り組まれていたという認識、私なんかはね、認識だったんですけども、その中には本当にいろんなね、障害はもちろん含めて、子どもたち含めて、私、やられてるっていう認識だったんですけど、

あえて今回これ、こうした条例をつくらなきゃいけないというその根拠について、ちょっと改めてお願いいたします。

○吉村委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 もともと既に令和5年4月1日から国の基準において、保育所等と児童発達支援事業所等が併設されている場合に、両施設における一体的な支援を可能とするよう、必要な職員、面積を確保することを前提に、保育だったり支援に支障がない限り、施設や設備や職員のほうを共用・兼務できるということとされたものでございます。当然、保育所の中において、障害のあるなしにかかわらず、一人一人のお子さんの状況に応じた保育というのは既に行われてたものでございますけれども、実際に保育所と児童発達支援事業所等が併設されている場合の、いわゆるその交流というところにつきましては、令和5年4月1日の国の基準の改正に基づいて初めて可能になったという形になります。それを今回、その施設の類型のところには認証保育所のほうを追加をするというような条例改正になっているものでございます。

○吉村委員長 浅田委員。

○浅田委員 例えば医療的ケア児の受入れなんかでもね、最初に、最初、文京区では最初かな、向丘保育園などが初めて取り組まれたときに、それ以降もお話を伺っているとね、交流という意味ではもう既に行われていますし、それから、担当の職員、もちろんね、看護師さん含めていらっしゃるけれども、全園でね、全園でそのことを、そのというのは受け入れるということが認識されていて、どの子にもインクルーシブ的な交流は行われていてね……。

○吉村委員長 浅田委員。

○浅田委員 はい。

○吉村委員長 保育園の運用とかについては文教委員会ですけれども、の内容なんですけれども、本日はお答えできかねないと思いますが、大丈夫ですか。

○浅田委員 いえいえいえいえ、私、言ってるのは……。

○吉村委員長 内容違う。

○浅田委員 とにかく、既にそういうことがね、できてるんじゃないかということでの質問なわけです。ですから、あえて今回わざわざ条例を制定、制定だよ、するということの確認をしたかったということだけで、特にそれ以上、保育園について云々ということを書いてるんじゃないくて、ぜひ頑張っていたきたいということを応援する意味で言っているんで、はい、頑張ってください。

○吉村委員長 質問は以上ですか。

（「はい、以上です」と言う人あり）

○吉村委員長 ほかに御質疑がある方、いらっしゃいますでしょうか。

それでは、関川副委員長。

○関川副委員長 インクルーシブ保育というのは国連の勧告に基づいて始まったんだというふうに思いますけども、既に、まあ、いろんな保育のところではやられてるというふうに思いますけども、今回、認証保育所もその対象になるということだというふうに思いますけども、認可保育園よりも認証保育のほう、保育所のほうが基準が緩いのが、緩くなっているというのが今までの例だというふうに思いますけれども、障害をお持ちのお子さんが、その認証のところに対象、認証保育の場所でも対象になるということでは、基準とかのところでは文教委員会でやったのかもしれませんが。その辺はどうなんでしょうか。A型とB型が認証のところにあたりして、設置、設置基準が認可保育園より大まかですよ。児童何人に対して保育士何人とかって厳格な、そういう取決めがないところにインクルーシブ保育がオーケーになるということでは、その辺の障害児に対するその職員の基準というのかな、どういう形に今回なるんでしょうか。

○吉村委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 もともと、今、副委員長からお話がありましたように、令和5年の4月1日から可能になりましたのは、認可保育所ですとか、居宅訪問型保育事業を除く地域型保育事業、あるいは幼保連携型の認定こども園のほうが共用・兼務のほうが可能になったという形になるんですけども、今回、東京都のほうが並行して条例改正の手續のほうを行っているんですが、東京都のほうが国のほうに問い合わせたところ、実際、都の認証保育所のほうが職員の配置基準ですとか、あるいは設備の基準のほうも、認可保育所のほうに準じているということで、条例のほうを改正をして、インクルーシブ保育のほうを実施することは可能だというような国のほうの見解が出たというところをお聞きをしております。ですので、今回、東京都のほうでも条例改正をして、区のほうでもそれに合わせる形で改正をしていくというところになります。

ただ、このインクルーシブ保育を可能とする前提としましては、あくまでもそれぞれの施設において職員の配置基準と必要な面積が確保されているということと、あとはお子さんの保育、あるいは障害のあるお子さんの支援に支障がない限りにおいて可能になっているというような条件になりますので、そこの部分は十分に確保されているというふうに認識をし

ております。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 分かりました。文京区の場合、認証保育所はないですけれども、東京都全体では増えているということになるんでしょうかね。今回、こういうインクルーシブ保育を認証保育のところでやることになった背景というのは、やっぱり発達障害のお子さんが増えているということが背景にあるというふうに思うんですね。今まで見つからなかった障害のお子さんが増えているということが背景になっているかなというふうに思いますけれども、そうすると、認証保育のところで基準をもっと厳しくして、職員配置のところなんか厳しくする条例改正に東京都が踏み切るということで、そうすると認証保育って扱いはなくなるということなんですかね。

それと、障害をお持ちのお子さん、様々な障害をお持ちのお子さんがいらっしゃると思いますが、入所に当たって、その診断書を出すとか、そういうことで正確な障害の情報をきちっとつかむとか、そういうことになるんでしょうか。

○吉村委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 まず、1点目なんですけれども、認証保育所、区内に今1か所ございます。逆に区内に1か所しかないという状況ではあるんですけれども、今回、東京都のほうは認証保育所のほうも児童発達支援事業所等とインクルーシブ保育の、インクルーシブ保育のほうができるというふうな方向性にしたところは、お聞きしているところによると、もともと認証保育所のほうも医療的ケアの必要なお子さんですとか、障害のあるお子さんの受入れを進めて、東京都のほうもそれを取組として支援をしていたという中で、やはり障害のあるお子さんもないお子さんも、共に様々な体験をしながらお互い理解し合う機会を創出するというのが重要だということで、今回、認証保育所のほうを対象に加えるというようなお話を聞いているところでございます。

配置基準をどうするかというところは、これは認証保育所は東京都のほうで基準を決めているものですので、厳しくするかどうかというところまでは、現在、こちらのほうでは情報としては伝わってきてないというところでございます。

あと、入所に当たってのお子さんの状況を把握するというのは、それは障害のあるなしにかかわらず、やはりお一人お一人の状況に合った、発達に合った保育のほうを実施をしていくというところでは確認が必要なのかなというふうには考えております。

○吉村委員長 それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん、お願いします。

○のぐち委員 文京区指定障害者通所支援の事業等の人員設備及び運営等の基準に関する条例及び文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてでありますけれども、今、御説明いただきましたように、既に今般の東京都議会のほうでも議論されているということでもありますけれども、文京区でもしっかりと受入れをつくる体制を将来に向けて整備するということでもありますので、やはりどんなお子さんでも受け入れて、保護者の方に御安心をいただけるような形をつくっておくということにおきまして賛成いたします。

○吉村委員長 それでは、公明党さん、お願いいたします。

○松丸委員 今回、インクルーシブ保育が認証のほうにも拡充されていくということで、文京区としては1か所ですけどね、しっかりとその辺で適切に行っていただくということをお願いをいたしまして、この第八十何号だっけ……。

（「3号」と言う人あり）

○松丸委員 83号の議案、公明党は賛成をいたします。

○吉村委員長 それでは、永久の会さん、お願いします。

○山本委員 永久の会、83号、賛成します。

○吉村委員長 それでは、AGORAさん、お願いします。

○浅田委員 ちょっと最初にね、説明を伺ったとき、これただの規制緩和になって緩くなるんじゃないかというような、そういうね、ちょっと受け止めもあつたんですが、お話を伺う中で、やっぱりね、インクルーシブ保育を推進する、そのために文京区のほうがむしろしっかりした、指導というのか、その方針を確立するということがあることによって、やっぱり生きてくるといふ制度だと思しますので、ぜひ頑張っていたきたいということで、83号、賛成です。

○吉村委員長 それでは、維新文京さん、お願いいたします。

○高山（か）委員 日本維新の会、83号、賛成いたします。

○吉村委員長 文京子育てさん、お願いいたします。

○たかはま委員 東京都の条例改正に伴う規定の整備であり、異論はありません。改正によって今のところ本区に影響はないと事前にお聞きしておりますが、今後、対象施設が生じた際は、全てのお子さんのよりよい発育に資するよう円滑な支援をお願い申し上げます。議案第83号、ぶんきょう子育て・ネットは賛成であります。

○吉村委員長 それでは、日本共産党さん、お願いいたします。

○関川副委員長 先ほど来から言っていますから、言っておりますけれども、インクルーシブ保育は、発達の遅れなどで集団生活への適応が難しいケースや、障害があることによって特別扱いなどはせずに、障害を一つの個性と捉え、共に歩むことで、差別や偏見をなくす取組が進められていく、進められていくことはよいことだと思いますが、それだけに内容的に高いものが求められると思います。今回、インクルーシブ保育が認証保育所まで広がったことはよかったと思いますが、受皿が広がっただけでは駄目だというふうに思います。内容がきちっと伴わないと駄目だと思います。一層充実したインクルーシブ、インクルーシブ保育が行われるよう要望して、日本共産党は議案第83号に賛成いたします。

○吉村委員長 それでは、議案第83号の審査結果を御報告いたします。

賛成7、反対ゼロ。よって、原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第84号、文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例です。

報告事項1が議案に関連するため、先に報告を受けることといたします。その後、議案の提案説明を受け、質疑を行うことといたします。

それでは、報告事項1の説明をお願いいたします。

後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長 それでは、資料第3号に基づきまして、文京区国民健康保険料の改定等について御説明申し上げます。

まず、保険料率等の改定についての趣旨でございますが、特別区では、国民健康保険事業の事業水準の均衡と安定的な事業運営を確保する目的から、特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準を定め、保険料につきましても、特別区間の格差を是正するため、基準保険料率を算定しているところでございます。このたび、国から標準保険料率算定のための諸係数が示され、それに基づいて都より納付金及び標準保険料率の提示があったことから、特別区において基準保険料率の見直しを行いました。そのため、令和7年度の文京区国民健康保険料の料率等を改定するものでございます。

次に、改定の基本的な考え方でございます。

まず、令和7年度の保険料率は、共通基準に基づく基準保険料率等によることといたしました。賦課総額の考え方ですが、制度改革に伴う激変緩和措置として、平成30年度に納付金の94%を賦課総額に組入れ、以降毎年1%ずつ引上げを行うロードマップに基づいて法定外繰入れの段階的解消に取り組んでまいりました。途中、新型コロナウイルス感染症の拡大に

よる医療費の急増等により、計画どおりに進めることが困難となったため、目標達成年度を当初計画から2年延長し、令和8年度に納付金の100%を賦課総額に組み入れる新たなロードマップを令和5年度の特別区長会で決定いたしました。これにより、令和7年度の激変緩和措置割合は99%となります。

次に、介護分の所得割率統一についてでございます。令和6年度から特別区として統一の基準保険料を定め、令和8年度までを経過措置期間とすることが定められました。

次ページを御覧ください。次に、賦課割合についてですが、平成30年度の制度改正により、全国での所得割と均等割の賦課割合を50対50とした上で、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合を原則とすることとされました。特別区においては、所得水準を反映させた結果、令和7年度の賦課割合は58対42となりました。

次に、改定内容ですが、別紙1のとおりでございます。

なお、参考資料といたしまして、別紙2から5までを御用意しておりますので、御確認いただければと思います。

実施日は、令和7年4月1日でございます。

次に、国による国民健康保険制度等の改正について御説明いたします。

趣旨としまして、いたしましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、必要な改正を行うものでございます。

改正内容ですが、記載のとおり、二つの事項について改正が行われるものでございます。詳細につきましては、9ページの別紙6を御覧ください。

御説明は以上となります。

○吉村委員長 続いて、提案理由の説明をお願いいたします。

鈴木福祉部長。

○鈴木福祉部長 ただいま議題とされました議案第84号、文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明いたします。議案集(3)、データ9ページを御覧ください。

本議案は、特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準及び国民健康保険法施行令の一部改正に基づき、本区国民健康保険の保険料率等を改定するものでございます。

議案資料、議案審査資料第2号の新旧対照表を御覧ください。

主な改正内容でございますが、第15条の4、第15条の8、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2、第19条の4は、特別区の共ちゅう基準、失礼しました、共通基準及び

国民健康保険法施行令の一部改正に基づき、保険料率等を改定するとともに、保険料から減額する額の改定、賦課限度額の改定、保険料減額対象世帯に係る所得判定基準の見直しを行うものでございます。

次に、議案集(3)、データ10ページの付則でございますが、第1項はこの条例の施行期日を令和7年4月1日とし、第2項において必要な経過措置を設けるものです。

よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○吉村委員長 それでは、御質疑がある方、挙手をお願いいたします。

のぐち委員。

○のぐち委員 私からは1点のみですけれども、今年の令和7年の1月3日付で、厚生労働省の社会保険審議会の医療保険部会の報告でですね、政府が出している高額医療費制度の見直しについてというのが出されて、昨今、言われているように、その凍結が、ああ、引上げが凍結される可能性が高いということになっておりますけれども、今、御報告いただいた数字の中でですね、随分保険料の部分が、令和7年度の案では医療費分、特別区の国保における保険料率が下がっている、要するに負担が減ってくるわけでありましてけれども、今回、その高額医療費制度が凍結され、あ、引上げが凍結されるということは、これは将来的にはやはりこの部分が幾らか跳ね上がってくる可能性があり得るのかどうかということをお教えいただけますか。

○吉村委員長 後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長 今回の保険料率なんですけれども、おっしゃるとおり、算定の時点では公表されておりました国の令和7年度の予算案において、高額療養費の自己負担上限額、引き上げられるという情報に基づいて算定をいたしております。もし、この引上げが全て実施されなかった場合には、保険料への影響としまして、試算によると、特別区の場合、1人当たり年間653円程度保険料が高くなるはずであったという想定になります。

ただ、今回の算定においては、高額療養費の自己負担上限引上げの凍結については、算定のし直しということはちょっと行うことは特別区としては考えておりませんので、今後もしですね、それによって歳入が不足するような事態が起きた場合には、財政運営の責任主体である東京都ときちんとよく協議をしていく必要があると思っております。

○吉村委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 ありがとうございます。引上げが凍結されたからといって、直ちにこの金額が増えるわけではないということであるかと思えます。本当にどこの部分で、誰が、どのよう

に負担するかというのは、これは社会保障費全体の議論になるかと思うんですけども、今回上がってきたものに関しては、要するに、そのカーブが少し緩やかになって、中間層の方が少し負担が減ると、高額の方が少し負担が増えるという形になっているのかなというふうに御報告でもいただいているんですけども、この部分では、国の動きとか考え方を注視しながら区としても取り組んでいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○吉村委員長 それでは、松丸委員。

○松丸委員 これは国保委員会の中でもね、話が出ましたけども、平成30年に国民健康保険制度が改革されて、都道府県単位というふうになってきたわけですけど、それ以降、財政的な緩みやいろんな意味で拡充されて、また、財政基盤も安定化ということをいろんな措置はされてきたんですけども、依然としても財政状況は厳しい状況は確かなんですけども、今回、こういう形で保険料が下がった背景には、1人当たりの医療費の、医療費が下がった部分が影響があって、こういう保険料に跳ね返ってきたと思うんですけども、これも下がった背景のその、そういうあれはどういった、いろんな、東京都もいろんな努力をされているわけですよ。そういう具体的などういったところのいろんな努力みたいなものがこの保険料にね、1人当たりの医療費が削減になった、減ってきた背景にあるのか、そこをちょっと教えてもらいたい。

○吉村委員長 後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長 今回算定しました令和7年度の保険料が下がった要因といたしまして、1人当たり医療費の推計がですね、過去に推計したものよりも、令和6年度のここ数か月間の実績のほうが低めに推移しているという実態がございます。医療費そのものが減少に転じたと言い切れるほどの状況ではまだないんですけども、推計値よりも実績が落ち着いてきているということでございます。その影響としましては、東京都もまだ断定はできないという前置きつきなんですけれども、新型コロナウイルスの感染症の流行拡大期に、一旦、受診控えのようなことがあった後に、反動というような形で医療費が急増した年があったんですけども、その急増の伸びがここに来て落ち着いてきていると、そういったことは一つ考えられるかと思います。

○吉村委員長 松丸委員。

○松丸委員 分かりました。まあ、この間、新型コロナウイルスのあれが非常に大きなのがあったと思うんですけど、いずれにしても、やっぱり今後、この伸び続けるこの医療費をどう

抑えていくかというのは、これはもう最大な大きな課題でもあるんでね、いろんな予防対策だとか、まあ、そういうことをしっかりとやはり実践しながらですね、それも少しでもやっぱり現役世代の方も含めてそういう保険料が下がっていくということは非常に大事なこともあるんで、何も今回だけじゃなくてね、今後も一層努力をしていかなければ、これはもう保険料は上がる一方ではあってね、高齢化しているわけですから、その辺をですね、区としてもやはりしっかり注視しながら考えていっていただきたいかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○吉村委員長　それでは、高山委員。

○高山（か）委員　ありがとうございます。手短にいきます。法定外繰入れの捉え方については、もう決算委員会等でお話をさせていただいていますので、ここではあえて申しません。先ほど松丸委員もおっしゃったとおり、やはり医療費の抑制というのは非常に大きな課題だと思っております。自治体とすると、フレイル予防ですとか、できるだけその健康を維持して病院とかにかからないというのも大切なんですけど、リフィル処方箋ってありますよね。1枚で30日分が3回利用できるっていう処方箋のことです。例えば今であれば花粉症とかですよ。処方箋って、政府が医薬分業を進めて、病院で処方しないで、外で調剤薬局なんかでもらうという仕組みをつくりましたから、例えば服薬管理指導料とか、いろんな基本技術料とか、いろんなのが乗っかってくるんですね。そういったところのやっぱり削減策というのもやっぱり考えていかなきゃいけないと思うんです。

御質問は、そのリフィル処方箋って知らない人がすごく多いんだと思うんです。1枚の処方箋、あれ処方箋って基本的に4日ぐらいですかね、賞味期限あるのが、賞味期限で言っちゃいけないんですかね。それを3回、3か月分まで服薬、処方してもらえる処方箋があるんだということが、区民の方がどれだけ知っているかというのは非常に懐疑的なんです。そのあたりの周知啓発というのは行われているのかなというのがまず質問と、していないのであればなぜなのか、しているけど広まらないのはなぜなのかというのも併せて御答弁お願いいたします。

○吉村委員長　後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長　リフィル処方箋ですね、おっしゃるとおり一度の診察で1通の処方箋で3回までお薬をもらうことができるというものでございまして、こちら、慢性疾患で定期的に通院しているような、症状が安定している患者さんについて、医師の方が発行可能と判断した場合にのみ発行される処方箋ということでございます。そのメリットとしては、おっし

やるとおり受診回数を減らすことによって医療費負担の軽減につながるということがあるんですけども、一方で、医師の診察回数が減ることがありますので、その分、薬剤師の方と密なコミュニケーションをとっていただく必要があるですとか、患者さん御自身が自身の体調の変化をより気遣っていただいたりする必要があるというふうに考えております。そのため、まずはかかりつけ医の先生に御相談いただくということが非常に大切であるというふうに区のほうでは考えております。区でもホームページでは告知を行っているんですけども、ちょっとそういった御事情、事情もありまして、対象になる方が限られているというのが現在の状況かなというふうに考えております。

○吉村委員長 高山委員。

○高山（か）委員 すいません。何で広まってないのかというのはそういうことだというのは、おっしゃるのはよく分かるんですが、すいません、ちょっと質問の私の趣旨が伝わってないのかもしれないんですが、今、先ほどお話ししたとおり、症状が安定している方に向いているというのは分かっているんです。花粉症とかそういう毎年この時期に飲む、別に体調悪くない、毎年常備薬として欲しいですって、そういうところの処方箋なんですけど、逆に、何ていうんですかね、そういうふうに伝える前に、お医者さんにそういうのを欲しいって言う前に、知らないでしょということなんですよ、まず。知らなきゃ、知識として知らなければ、お医者さんに相談しようがないじゃないですか。そのあたりの周知啓発というのは区として行っているんですかという御質問なんですけど。

○吉村委員長 後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長 大変失礼いたしました。区のホームページにおいて周知を行っております。

○吉村委員長 高山委員。

○高山（か）委員 分かりました。ここにいらっしゃる方がどれだけリフィル処方箋というのを御存じだったのか、ホームページに載っているとしても分からないんですが、結構、私の周りでは知らない方多くて、やっぱり、何ですかね、医療費の、最初に申し上げたとおり抑制をするには、そういったところの周知啓発もしながら受診回数も減らしていただき、なおかつ、先ほど申し上げたフレイルとかで病院にかかる回数というのを減らしていくというのが抑制につながっていくということになると思いますから、ホームページだけではなくて、お医者様にも、例えば病院にこういう冊子を置いてもらうとか、院外薬局ってやっぱり、院内とは違って、歯医者さんからとか、いろんなところから病院来るから、いろんな備蓄もし

なきゃいけないですよ、病院の薬って。そういった部分の医療費もかかるということもやっぱりありますから、しっかりと周知啓発というのは行っていただきたいと申し上げておきます。

以上です。

○吉村委員長 ほかに御質疑がある方いらっしゃいますでしょうか。

それでは、関川副委員長。

○関川副委員長 毎年、国保は値上がりが続いてきましたけれども、今回、年間で3,847円引き下がるということになりましたのはよかったというふうに思っておりますけれども、背景は、今、ありましたけど、1人当たりの医療給付費がコロナ等の関係で下がったという背景があるということですが、引き下がった、引き下げるための財源というのは、新聞紙上だと、2023年の東京都の国保全体、特別区の国保全体の2023年の決算で235億円の黒字が出たということで、今回、その235億円を使ってこの引下げが行われるということをお聞きをしたんですけども、これ、もう少し引き下げることはできなかったのかどうかということと、もう一点ですが、5割と2割減額のところの人数、幅が広がったと思いますけれども、どのくらいの方が、方へ広がったかということと、7割減額について、そこに手が届かなかったのはどうしてかなというふうに思います。その辺はいかがなんでしょうか。

○吉村委員長 後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長 まず、東京都の決算剰余金なんですけれども、区市町村に示す納付金の減算ですとか、財政安定化基金への積立てのために活用されるものになります。今回の令和7年度の保険料算定への影響としましては、令和5年度の決算剰余金を令和7年度の算定において活用いたしております。決算剰余金のうちの納付金の減算に約156億円。それから、財政安定化基金への積立てに約43億円を活用していると聞いております。これら具体的な使途につきましては、区市町村と東京都とともに参加する東京都国保連携会議において検討の上、決定しているものでございます。

それからですね、7割、5割、2割減額に関してなんですけれども、こちら基準となる所得の引上げが今回ございましたけれども、これは対象を広げるという意味もあるんですが、どちらかというと、この間、物価・賃金の上昇に伴って、これまでこの軽減の対象であった方が対象から外れることがないようにという意味で基準額を引き上げるものでございます。ですので、従来とそれほど対象になる方の数、そういったものが変わるわけではないというふうに捉えております。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 具体的に2割と5割減額について、どのくらいの方に、文京区の場合、今まで何人であったところが、これだけの人数に広がったということは分かりますか。

あと、すいません。保険料の引下げ、今回、中間層に重きを置いたということをお聞きしたんですが、この資料4ですか、4のところのモデルケースありますけど、例えば、このところのどの部分に一番あれですか、影響が及んだのかどうかということと、それから、決算の剰余金が基金の積立てに毎回行きますよね。今回、43億行ったって先ほどありましたけど、この基金は相当たまっているんじゃないかなと思いますけど、この基金なんかももうちょっと活用して、保険料を今回だけじゃなくて引き下げていくことが可能じゃないかなというふうに思いますけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○吉村委員長 後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長 まず、7割、5割、2割の減額の世帯の、世帯といいますか人数なんですけれども、先ほど申し上げたとおり、それほど人数が大きく変わるわけではございませんで、本当にざっくりした数字で恐縮なんですけど、7割の方が約1万人、5割の方は約2,700人、2割の方が約2,400人というふうに把握しております。

それから、中間所得層というのがどのあたりを指すのかということなんですけれども、厚労省の資料によりますと、大体、年収、所得にして400万円前後の方を見込んでいるようなんですけれども、具体的な定義というものが示されているわけではございません。

それから、基金の活用に関してなんですが、基金はですね、先般の新型コロナウイルス感染症拡大のような不測の事態への備えという意味もございしますので、引き続き、国保連携会議のほうで区市町村と東京都とで検討の上、積立額等を決定していくものというふうに捉えております。

○吉村委員長 関川委員、質問があったらまとめて、あとはお願いたします。

○関川副委員長 はい、分かりました。

○吉村委員長 関川委員。

○関川副委員長 今回、引下げになる背景は分かりました。

それから、2018年から国保の広域化が始まりましたけれども、途中、コロナの件があったりして、この広域化に対する法定外繰入れの検討を、激変緩和措置については2年間延長されましたけど、2026年には法定外、東京都全体の法定外繰入れが廃止になると、激変緩和措置も終わるということになるわけなんですけども、そうすると、文京区の東京都への国保の納

付金は100%払わなきゃいけないということになると、それが国保料に跳ね返ることになるというふうに思いますけれども、この激変緩和措置、法定外繰入れの措置が終わったときの保険料というのは大体どのくらい引き上がるのか、分かりますでしょうか。

○吉村委員長 後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長 激変緩和措置はですね、おっしゃるとおり令和8年度に100%到達ということで終了というロードマップになっております。一方、特別区において、もう一つの法定外繰入れとして実施している収納率の割戻しを行わないことによる負担軽減については、こちらは終了時期はまだ未定となっております。今後、東京都による都内保険料水準の統一の取組の中で検討されていくものというふうに考えております。したがって、令和8年度以降の保険料については不確定要素が多いので、今の時点で予測することは難しいというふうに考えております。

○吉村委員長 関川副委員長。

○関川副委員長 8年以降の保険料については不確定要素が大きいということでありましたけど、法定外繰入れについては、ぜひ東京都全体も継続していくようにぜひお願いをしたいと思っております。東京都の法定外繰入れがなくなったときには、文京区の法定外繰入れ、一般財源から国保への財源繰入れについてはどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○吉村委員長 後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長 法定外繰入れはですね、一般会計からの法定外繰入れによって国保保険料を引き下げるということは、国保加入者以外のお勤め先の社会保険などの健康保険に加入されている方との、そういった区民の方との公平性の観点から望ましいものとは言えないというふうに捉えております。法定外繰入れにつきましては、保険料負担の状況を見極めながら、計画的、段階的な解消を見据えて対応していくべきものというふうに考えております。

○吉村委員長 関川副……、あ、もう質問これで終わりですよろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○吉村委員長 分かりました。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

まず、文京子育てさん、お願いします。

○たかはま委員 基準保険料率の見直しによる改定と国民健康法施行令等の一部改正に伴う改正であり、異論はありません。議案第84号、ぶんきょう子育て・ネットは賛成であります。

○吉村委員長 それでは、維新文京さん、お願いいたします。

○高山（か）委員 議案84号、日本維新の会、賛成いたします。

○吉村委員長 それでは、AGORAさん、お願いいたします。

○浅田委員 特別区の激変緩和措置で158億円入れているというようなことで、努力をされているということで、まあ、現行としては大幅なアップにはつながっていない、努力はされているというふうにはなろうかと思えます。ただ、全体としては、ずっと保険料が上がってきているというのも、これはまた事実だろうと思えますので、大きな制度、国の動きが本当に問題になってきますけれども、ぜひやっぱり区民の立場に立った保険料をどうつくっていくのかという議論はぜひ一緒にやっていきたいと思えます。今回の、これ何号だっけ……。

（「84号」と言う人あり）

○浅田委員 84号には賛成をいたします。

○吉村委員長 それでは、永久の会さん、お願いいたします。

○山本委員 永久の会、議案第84号は賛成いたします。

○吉村委員長 公明党さん、お願いいたします。

○松丸委員 先ほども言いましたように、国保料の、国民健康保険の取り巻く環境というのは非常に厳しいのは、ますますこれからもそうなんですけども、しっかりといろんなフレイル予防等々も含めたそういう予防対策等々しっかり行っていただきながら、1人当たりの医療費のいわゆる削減ということもしっかり視野に入れながら取り組んでいていただきたいということを思いまして、84号、公明党は賛成をいたします。

○吉村委員長 それでは、自由民主党さん、お願いいたします。

○のぐち委員 議案第84号、文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例でございますけども、平成30年から続いた激変緩和措置が2年の猶予期間を経て来年度で終了するというところで、今、関川副委員長からもそれについて質問ありましたけども、その負担が増えていくという部分ではどのようにしていくかというのは、国の動き等も含めて注視しながら、区としてもなるべく公平な負担に努めていただきたいと思えます。84号、賛成いたします。

○吉村委員長 それでは、日本共産党さんお願いいたします。

○関川副委員長 今回、年間で1人当たり3,847円保険料が引き下がることと、5割と2割減額のところの人数が広がるということについては評価をしたいというふうに思いますけれども、広域化になりまして、激変緩和措置と、それから法定外繰入れについては、これは東京都全体ではずっと続くかどうか分からないし、このことがなくなることによって、今後、やはり、今回、保険料引き下がりますけど、保険料が引き上がる方向性が示されてくるので

はないかというふうに危惧されますので、日本共産党は議案第84号、賛成しかねます。反対します。

○吉村委員長 分かりました。

それでは、議案第84号の審査結果を御報告いたします。

賛成6、反対1。よって、原案を可決すべきものと決定いたします。

---

○吉村委員長 その他。

本会議での委員会報告についてです。文案の作成については、委員長に御一任願いたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○吉村委員長 本日の委員会記録については、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

---

○吉村委員長 以上で、厚生委員会を閉会いたします。

午後 5時36分 閉会